

気象警報発表時の対応について

1 学校所在地において適用される気象警報

【警 報】大雨警報、洪水警報、暴風警報、大雪警報、暴風雪警報
(※波浪警報、津波警報、高潮警報などの「海上警報」は除く。)
【特別警報】大雨特別警報、暴風特別警報、大雪特別警報、暴風雪特別警報

2 気象警報の対象地域と対応

- (1) 「朝来市」、「養父市」、「但馬南部」、「兵庫県北部」のいずれかに気象警報が発表された場合
○全校臨時休業(休校)とします。
- (2) (1)以外の児童生徒の居住地域に気象警報が発表された場合
○その地域に居住する児童生徒は登校しないこととし、公欠扱いとします。

3 気象警報発表時刻と対応

- (1) 午前6時30分時点で気象警報が発表されている場合
○学校からの連絡がなくても、終日臨時休業(休校)とします。
- (2) 午前6時30分から午前8時30分までの時間帯に気象警報が発表された場合
○対応を協議の上、楽メにて保護者に連絡します。
- (3) 午前8時30分以降に「朝来市」、「養父市」、「但馬南部」、「兵庫県北部」のいずれかに気象警報が発表された場合
○通学生…下校の必要がある場合は、楽メまたは電話にて保護者連絡します。
○舎 生…臨時休業(休校)となる場合は下校(帰舎)とします。
帰宅を要する場合は、楽メまたは電話にて保護者連絡します。

4 寄宿舍生の帰舎日(月曜日等)の対応

- (1) 上記の2、3の対応に準じます。帰舎日の前日から当日にかけての気象情報にご留意ください。
○帰舎日については、臨時休業(休校)の翌日とします。

5 その他

現場実習や修学旅行、校外学習等の対応につきましては、担任より別途連絡いたします。